インバウンド対応支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、インバウンド滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備を行う市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）を支援することで、観光地としての魅力向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。

(2) 事務所等　市内事業者が事業のための専有施設として所有又は賃借している市内に所在する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(3) キャッシュレス決済　クレジットカードや電子マネー等による現金を使用しない支払方法のことをいう。

(4) 取得財産　補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、設備等をいう。

（実施主体及び山口商工会議所）

第３条 この事業の実施主体は山口商工会議所とする。

（補助対象事業者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 以下に掲げる施設を所有し、山口市内の事務所等で事業を営む中小企業者

　ア　観光施設（観光旅行者の利用に供される施設のうち体験、遊戯、観賞又は運動のための施設をいう。）

　イ　宿泊施設（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）

　ウ　飲食施設（食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条第１項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）

　エ　小売業（統計法第２８条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成２５年総務省告示第４０５号）に定める日本標準産業分類の大分類Ⅰ－小売業をいう。）を営む店舗

　オ　アからエまでに掲げるもののほか、市長又は山口商工会議所が認める施設

(2) 市税を滞納していない者

(3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がいないこと。

(5) 山口商工会議所の会員事業者であること。

２　前項第１号に規定する施設は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

1. 山口市に所在する施設であること。
2. 山口市を訪れる訪日外国人旅行者が利用することができるものであること。

　（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 多言語対応に取り組む事業

(2) キャッシュレス決済に取り組む事業

(3) 令和６年１月１０日から３月３１日の期間に着手し、完了した事業

（補助対象経費等）

第６条 補助対象経費は、別表１に定める補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄に定める経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、本補助金以外に国、県又は市等の公的支援（補助金等）を受けた経費については、対象外とする。

（補助金の額及び補助率）

第７条　山口商工会議所は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金は、同一年度において、補助対象事業者１者につき１回限り交付するものとする。

３　補助率は補助対象経費の２分の１以内とし、補助限度額は１０万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第８条 補助対象事業者は、令和６年４月１日から５月３１日までに、インバウンド対応支援補助金に係る申請書（様式第１号）およびインバウンド対応支援補助金請求書（様式第２号）に次の各号に掲げる書類を添えて、山口商工会議所に申請しなければならない。

(1) 実績報告書（別紙１）

(2) 収支決算書（別紙２）

(3) 支払を証する書類、写真及びキャッシュレス決済に取り組む事業を実施する場合は、新規にキャッシュレス決済機器本体を導入したことを証する書類等

（額の確定および交付）

第９条　山口商工会議所は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、インバウンド対応支援補助金交付確定通知書（様式第３号）により、また、適当でないと認めたときは、インバウンド対応支援補助金不交付決定通知書（様式第４号）によりそれぞれ通知するものとする。

２　山口商工会議所は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

　（決定の取消し）

第１０条　山口商工会議所は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、確定した補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

２　山口商工会議所は、前々項の規定により交付決定を取り消したときは、インバウンド対応支援補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により、当該事業者に通知するものとする。

 (補助金の返還)

第１１条　山口商工会議所は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（財産の管理及び処分）

第１２条　補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度から起算して５年間は財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。やむを得ず、１品目につき５万円以上の財産を処分しようとする場合は、インバウンド対応支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第６号）を山口商工会議所に提出しなければならない。

２　山口商工会議所は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、財産処分が適当であると認めるときは、インバウンド対応支援補助金財産処分承認通知書（様式第７号）により、また、適当でないと認めるときは、インバウンド対応支援補助金財産処分不承認通知書（様式第８号）により、それぞれ通知するものとする。

３　山口商工会議所は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

４　補助事業者は、設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（報告及び調査）

第１３条　山口商工会議所は、必要と認めるときは、事業実施期間後においても次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

(1) 補助事業の状況、実績

(2) 補助事業の収支、決算

(3) 補助事業の内容

（成果の公表）

第１４条　山口商工会議所は、補助事業の完了の日の属する年度から起算して５年間において、各年度における補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い、公表することができる。

２　山口商工会議所は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業に係る成果について、補助事業者に調査を行い公表することができる。

３　補助事業者は、前項の規定により成果の調査を求められた時は、これに応じなければならない。

（関係書類の整備）

第１５条　補助事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存しなければならない。

　（その他）

第１６条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、山口商工会議所が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１　補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
| 多言語対応に取り組む事業 | 多言語対応するために必要な以下の経費(１) 音声翻訳機器購入費用(２) 外国語及びピクトグラムで表記した案内看板、その他の案内表示の設置に要する費用(３) 外国語で表記した案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等の作成費用(４) 商品メニュー表の多言語化に要する費用(５) ホームページの多言語化に要する費用 |
| キャッシュレス決済に取り組む事業 | クレジットカード決済可能なキャッシュレス決済機器本体を新規に導入するために必要な以下の経費(１) キャッシュレス決済機器（カードリーダー、プリンター、タブレット端末等の周辺機器を含む。）の導入に要する費用(２) キャッシュレス決済機器の導入に必要なインターネット環境の整備に係る費用 |
| その他 | 上記以外で山口商工会議所が必要と認める経費 |

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。